

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の概要

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

実 施 期 間	2026 年～2056 年（30 年間）
漁港施設等活用事業の内容	<p>鐘崎産水産物を活用した、寿司や海鮮を中心に提供する飲食店と、いけす等プラント設備を併設した、漁港と共にある複合施設</p> <p>施設名称案「河太郎シーフードパーク」</p>

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間は、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた実施期間の範囲内とすること。
- 2 漁港施設等活用事業の内容は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とし、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」、「漁港の区域内における水域の占有」、「漁港の区域内における公共空地の占有」、「漁港水面施設運営権の設定」又はその他により実施しようとする漁港施設等活用事業の内容を区別して記載すること。

基本施設の利用方法等	<p>主たる建物の利用方法：飲食店、いけす等のプラント設備（いけす、加工所、冷凍冷蔵保存施設など）</p> <p>付随する敷地の利用方法：駐車場（キッチンカー展開場含む）、食品・日用品小売店、牡蠣小屋やバーベキュー、カフェなど軽食提供施設、展望施設、有料トイレ・シャワー施設、サイクルポートなど。外構に桜の木を植栽し、花見時期の誘客も図る予定。</p>
------------	--

備考

漁港施設等活用事業の内容について、基本施設を第三者に利用させる内容を含む場合は、第三者の利用方法及び料率を定めて記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 38 条に基づく漁港管理者の認可が必要となる。）

2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平面図

<河太郎シーフードパーク 配棟計画>

- ① レストラン・いけす/加工場
- ② 牡蠣小屋/バーベキュー・カフェ、屋上展望台
- ③ 食品・日用品小売店



※配置や規模は詳細検討の上、変更となる可能性があります。

※御製碑周辺は厳かな雰囲気を保つため、半径 10m 程度には構造物を設置しません。

備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、その場所と範囲が明確となるよう平面図に示す。

(貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①	事業用地（御製 広場）	宗像市	約 4,300 m ²	2026 年から 30 年
施設②				
・・・				

備考

- 1 貸付けを受けようとする漁港施設について、漁港施設ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）及び貸付期間を記載すること。
- 2 漁港施設の種類の記載は、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載すること。

3 2に定めた漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名	河太郎シーフードパーク		
活用事業施設の種類	飲食店及びいけす等設備	活用事業施設の規模	主たる建物 765 m ² 付随建物 330 m ²
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け			
<p>活用事業施設（主たる建物）は河太郎グループの将来的な柱の一角を担う重要な飲食・プラント併設施設であり、以下の3つの目的を持って企画運営を行ってまいります。</p> <p>1. 多様な魚食文化の発信 河太郎が受け継ぐ多彩な魚料理の技と地域の水産資源を融合させ、イカにとどまらない日本の魚食文化の魅力と可能性を広く発信します。</p> <p>2. 長期的な相互発展のビジョン 地域の海と河太郎の技術が会うことで、一過性でない、持続可能な相互成長モデルを実現します。</p> <p>3. 循環型地域振興モデルの確立 当社の発信力を軸に、観光・商業・雇用を波及させる地域一体型の経済循環モデルを構築します。</p> <p>また、付随する敷地の利用（付随建物）については、活用事業施設との相乗効果によるにぎわいの創出、来客数の誘引を企図し、さらには地域住民や施設勤務者等の利便性にも寄与することを目的といたします。</p>			
設 置 位 置			
宗像市鐘崎 776-41 の一部 （建物配置は平面図に示す）			
漁港施設の形質の変更内容			
建物基礎部分の造成および掘削等			
水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項			

備考

- 活用事業施設ごとに適宜表を追加し記載すること。

- 2 活用事業施設の種類の種類は、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載すること。
- 3 活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積、栈橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載すること。
- 4 設置位置については、平面図を添付することとし、「2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地とその期間」に示した漁港施設等との関係を明確にするよう配慮しつつ記載すること。なお、同一の平面図に活用事業施設をまとめて記載することを妨げない。
- 5 活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合、漁港施設の形質の変更内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 37 条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）
- 6 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土を行う場合は、その内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）

4 貸付け又は占有の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

建物および設備を解体撤去し、更地として返却

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の施設の撤去や引き渡しその他の措置について、その実施内容を記載すること。
- 2 記載にあたっては、貸付けを受けようとする漁港施設、占有をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載すること。

5 その他特記事項

- (1) 有限会社河太郎は、可能な限り、地元産の海産物および食材の仕入れや提供に努めます。
- (2) 有限会社河太郎は、従業員の採用において地元住民の雇用に努めます。
- (3) 有限会社河太郎は、既存の地元事業者との間で公正かつ健全な競争関係を維持します。
- (4) 有限会社河太郎は、地域の祭りやイベントへの協賛、参加を検討し、地域社会との交流を深めます。
- (5) 有限会社河太郎は、地元事業者との間で定期的な情報交換の参加や機会創出に努めます。
- (6) 有限会社河太郎は、地元住民からの意見や要望を真摯に受け止め、店舗運営に反映するよう努めます。
- (7) 有限会社河太郎は、地域の環境保全活動に協力するなど、地域社会の一員としての責任を果たします。
- (8) 有限会社河太郎は、実施計画に記載した事項を誠実に履行することにより、地域経済の発展に貢献し、地域住民および地元事業者との良好な関係を築くことを約束します。